

資 料 提 供	
平成 2 6 年 6 月 4 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (亀 井)
電 話	0857-26-7043

平成 2 6 年 6 月 定例県議会付議案

- 議案第 1 号 平成 2 6 年度鳥取県一般会計補正予算**
議案第 2 号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
議案第 3 号 同 鳥取県営林事業特別会計補正予算
議案第 4 号 同 鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算
議案第 5 号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 6 号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課）

地方税法の一部が改正され、個人が床面積 240 平方メートル以下の住宅を取得後に耐震改修を実施すると不動産取得税が減額される制度が創設されたことに鑑み、床面積が 240 平方メートルを超える 3 世代住宅に対して課する不動産取得税についても同様に減免する等、所要の改正を行うものである。
(概 要)

- ① 3 世代以上の親族が同居する床面積が 240 平方メートルを超える住宅を取得後に耐震改修を実施した場合に課する不動産取得税については、住宅の床面積が 240 平方メートル以下の場合において地方税法により減額されることとなる額に相当する額を減免できることとする。
- ② ①の不動産取得税の減免の申告及び徴収猶予について定める。

[公布施行]

議案第 7 号 鳥取県附属機関条例の一部改正について（業務効率推進課、体育保健課）

中学校及び高等学校の運動部活動における外部指導者を活用した指導体制のあり方を検討するため、教育委員会の附属機関として、鳥取県運動部活動推進委員会を設置するものである。

[公布施行]

議案第 8 号 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について（青少年・家庭課）

インターネットに接続する機能を有するゲーム機等が広まり、有害情報の閲覧、他人の中傷等の問題が生じていることに鑑み、青少年が安心してインターネットを利用できるよう、保護者による利用の管理等について、所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ① 保護者は、その監護する青少年の年齢等に応じ、ペアレンタルコントロール（青少年のインターネットの利用を管理するためにその保護者が次に掲げる措置をとることをいう。）を適切に行うよう努めなければならない。
 - ア 保護者がインターネット利用の状況を把握するために、利用時間及び場所を制限すること。
 - イ 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること。
 - ウ 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止すること。
 - エ その他青少年のインターネットの利用を制御することができる措置。
- ② インターネットに接続する機能を有するゲーム機等の販売事業者は、一定の場合を除き、当該機器の購入者に対して当該機器においてインターネットの利用が可能なことその他規則で定める事項を説明し、その内容を記載した書面を交付しなければならない。
- ③ 知事は、②に違反する販売事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

[平成 26 年 10 月 1 日施行]

議案第 9号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住まいまちづくり課）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している同法の題名を改めるとともに、これまで対象としていなかった特別の配慮をするものとされている親族等を県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者に加えるものである。

[平成 26 年 10 月 1 日施行]

議案第 10号 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（警察本部警務課）

水上警戒業務は危険性が高く、給与上特別の考慮が必要なことから、特殊勤務手当を支給するものである。

（概要）

職員が海上保安庁の船舶に乗り組み、外国船舶の警戒を行う業務のうち人事委員会が定めるものに従事したときは、1日につき1,100円の水上警戒業務手当を支給する。

[公布施行]

**議案第 11号 工事請負契約（林道若桜・江府線助谷トンネル（仮称）工事）の締結について
（県産材・林産振興課）**

工 事 名：林道若桜・江府線助谷トンネル（仮称）工事

工 事 場 所：東伯郡三朝町大字助谷

契約の相手方：林道若桜・江府線助谷トンネル（仮称）工事東洋・井木特定建設工事共同企業体

契 約 金 額：760,968,000円

工事完成期限：平成 27 年 12 月 10 日

**議案第 12号 土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決の一部改正について
（空港港湾課）**

平成 26 年度から、特定第 3 種漁港の高度衛生管理に対応した係留施設の整備を実施するため、地方財政法の規定に基づき市町村の負担金の額を定めるものである。

また、水産基盤整備事業及び農山漁村地域整備交付金事業のうち、荷さばき所及びこれに附帯する施設については、負担対象事業から除くこととする。

（負担すべき額）

事業区分	負担すべき額
水産流通基盤整備事業のうち、特定第 3 種漁港における係留施設（岸壁、物揚場、栈橋又は浮栈橋であって漁獲物の陸揚げを衛生的に行うことができる施設として農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）	工事費の100分の3に相当する額

報 告 事 項

報告第 1号 平成25年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 13件 繰越額 727,016千円

報告第 2号 平成25年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 182件 繰越額 35,533,533千円

報告第 3号 平成25年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 104,785千円

報告第 4号 平成25年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 95,223千円

報告第 5号 平成25年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 5件 繰越額 459,495千円

報告第 6号 平成25年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 7,603千円

報告第 7号 平成25年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 3件 繰越額 59,745千円

報告第 8号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部改正について (平成26年4月17日専決) (危機管理政策課)

災害救助法の一部改正に伴い、条例中引用している条項の整理を行うものである。

[公布施行]

(2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成26年4月24日専決) (人権教育課)

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成26年4月28日専決) (立地戦略課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 31,983 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 12 月 13 日、立地戦略課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場に進入しようとした際、同駐車場に駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成26年4月28日専決) (農林水産総務課)

和解の相手方：名古屋市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 59,938 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 12 月 18 日、東部農林事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成26年4月28日専決) (人権教育課)

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成26年4月30日専決) (警察本部監察官室)

和解の相手方：琴浦町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 235,967 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 12 月 17 日、警察本部警務部警務課の職員が、公務のため普通貨物自動車を駐車場に駐車して降車した際、サイドブレーキを掛けることを怠ったため前進し、和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(7) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成26年5月8日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成26年5月16日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年5月21日専決）（文化政策課）

和解の相手方：甲 東京都千代田区 企業

乙 鳥取市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 454,860 円を甲に、人身損害に対する損害賠償金 36,220 円を乙にそれぞれ支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 25 年 12 月 11 日、文化政策課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、停止していた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年5月23日専決）

（緑豊かな自然課）

和解の相手方：愛知県愛西市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 578,913 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 26 年 3 月 5 日、緑豊かな自然課の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、前方を徐行していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年5月23日専決）

（警察本部監察官室）

和解の相手方：広島県廿日市市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 224,280 円（県過失 6 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 6 月 21 日、警察本部警備部機動隊の職員が、公務のため普通貨物自動車片側二車線道路の外側車線を走行中、中央側車線に車線変更した際、中央側車線を直進していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年5月27日専決）（鳥取力創造課）

和解の相手方：岡山市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 24,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 26 年 3 月 25 日、鳥取力創造課の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場内において発進する際、運転操作を誤って和解の相手方が設置する縁石に衝突し、同縁石を破損させたものである。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年5月27日専決）（県土総務課）

和解の相手方：島根県松江市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 614,860 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 26 年 1 月 9 日、西部総合事務所日野振興センターの職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている普通乗用自動車を運転中、下り坂で減速するためにブレーキを踏んだところ、路面の積雪によりスリップして、道路脇斜面に衝突し、同車両が破損したものである。

報告第 9号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 62件 変更 4件